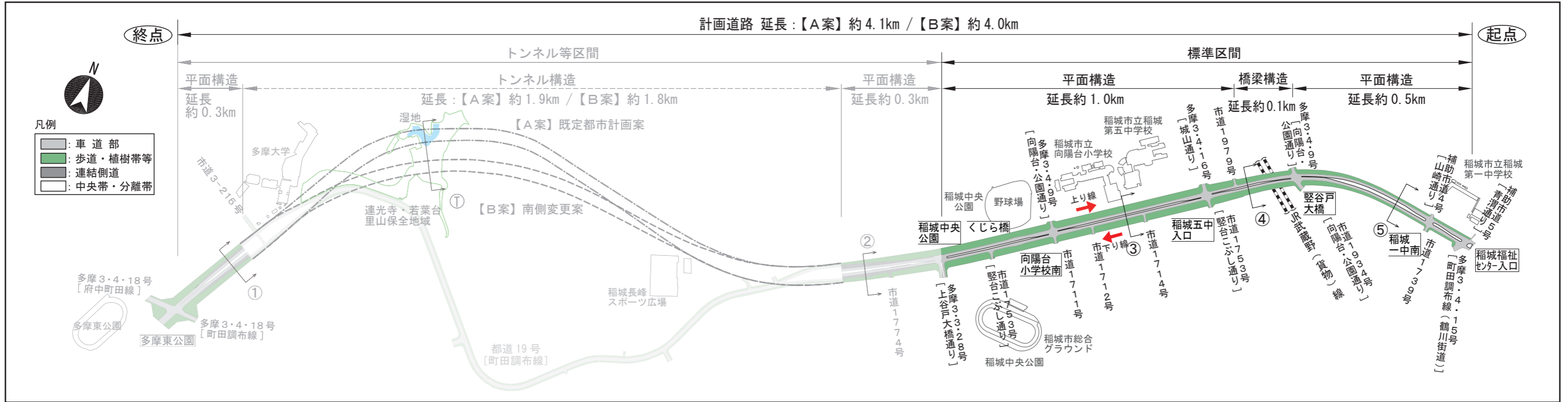
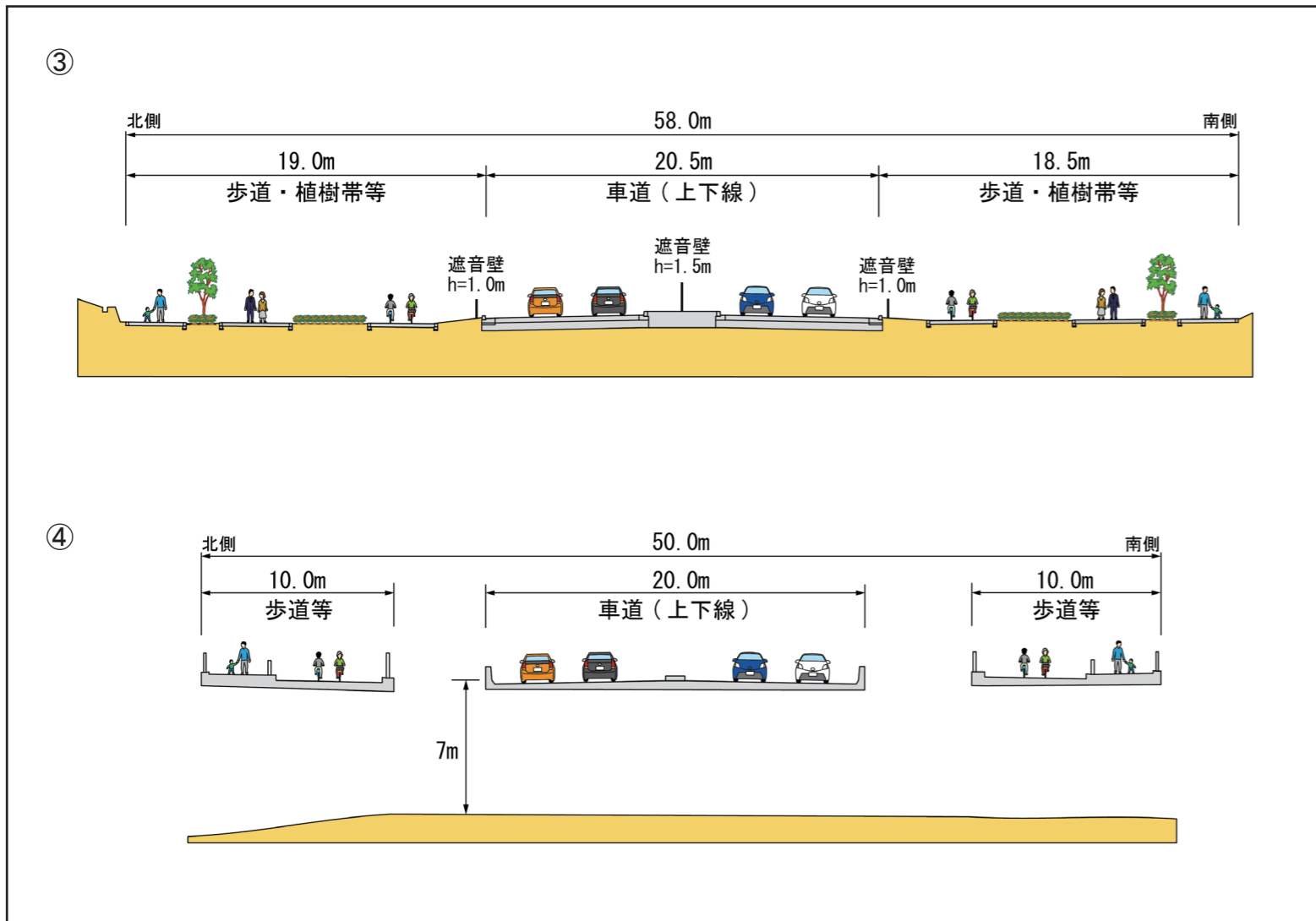


【標準区間】

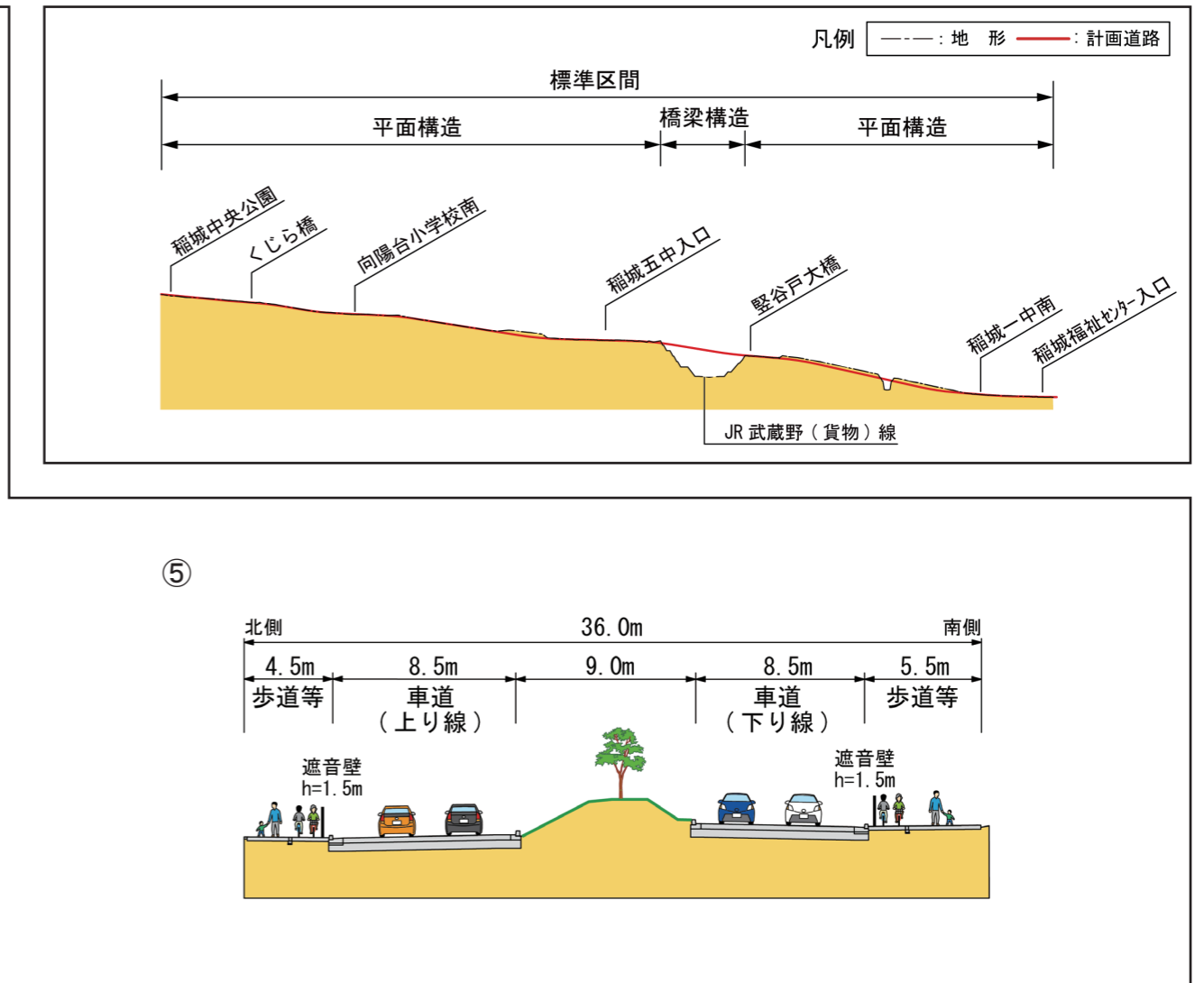
平面図



横断面



縦断面



注1) 計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。
 注2) 横断面中の緑色の線は緑化範囲を示しています。

図 6.2-1(3) 将来の計画道路概要図(標準区間)

(1) トンネル等区間

計画道路のトンネル等区間では、ルートが異なる【A案】・【B案】の2つの対象計画案を検討しました。

トンネル等区間の道路構造は、トンネル構造を基本とし、その両側は平面構造としました。

平面構造の区間については、沿道環境への配慮等から車道位置については道路の中央に往復4車線を配置し、その両側に連続した歩道・植樹帯等を整備し、必要に応じて遮音壁を設置します。

ア 【A案】

ルートを既定都市計画の位置とした案を策定しました。道路延長は表6.2-1(1)、道路平面図及び縦断面図は図6.2-2(1)に示すとおりです。

表6.2-1(1) 【A案】ルートを既定都市計画の位置とした案

ルート	【A案】既定都市計画案
道路延長	トンネル構造：約1.9km 平面構造：約0.6km

イ 【B案】

ルートを既定都市計画の位置より南側とした案を策定しました。道路延長は表6.2-1(2)、道路平面図及び縦断面図は図6.2-2(2)に示すとおりです。

表6.2-1(2) 【B案】ルートを既定都市計画の位置より南側とした案

ルート	【B案】南側変更案
道路延長	トンネル構造：約1.8km 平面構造：約0.6km

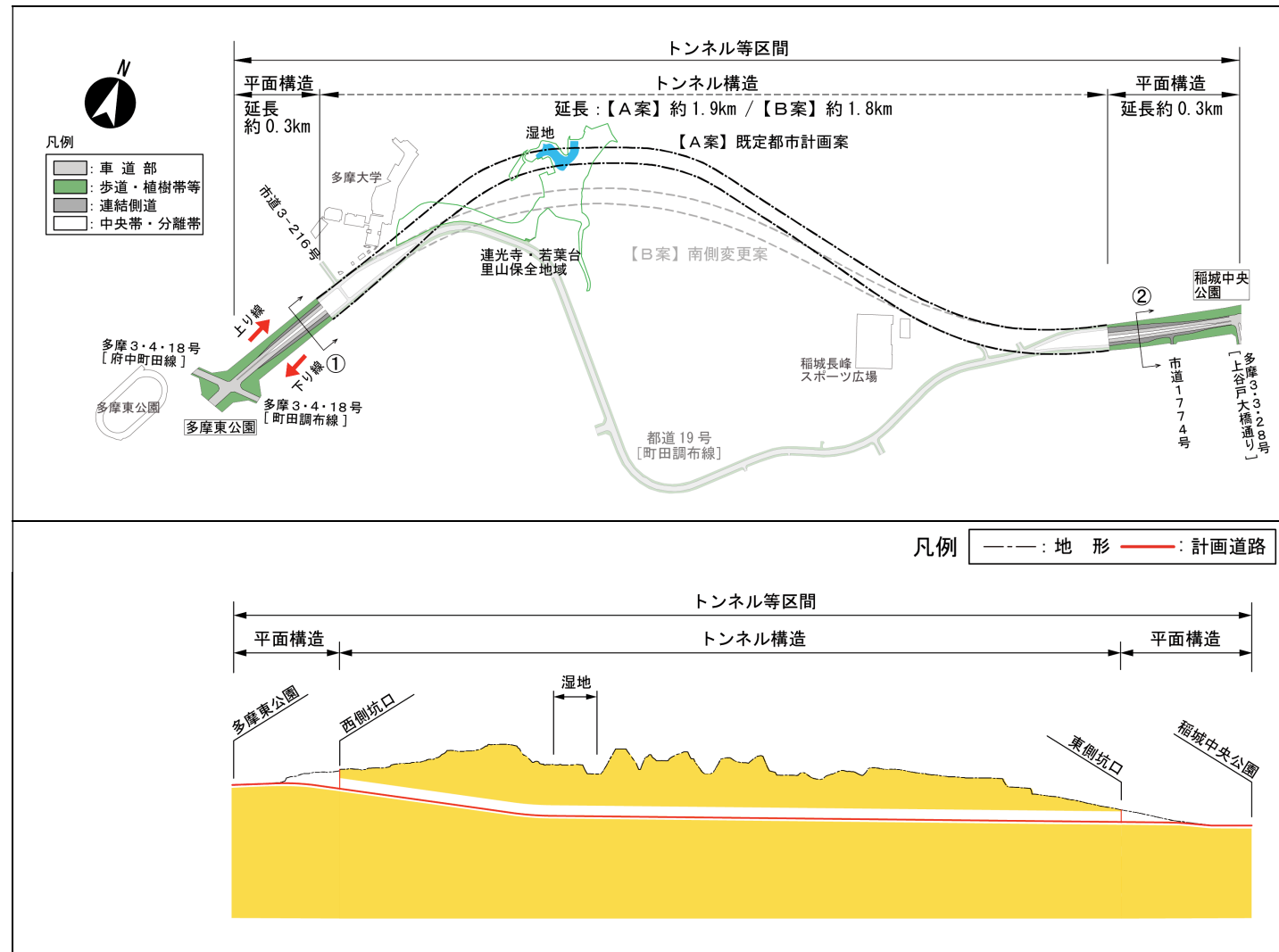


図6.2-2(1) 【A案】既定都市計画案の道路平面図及び縦断面図

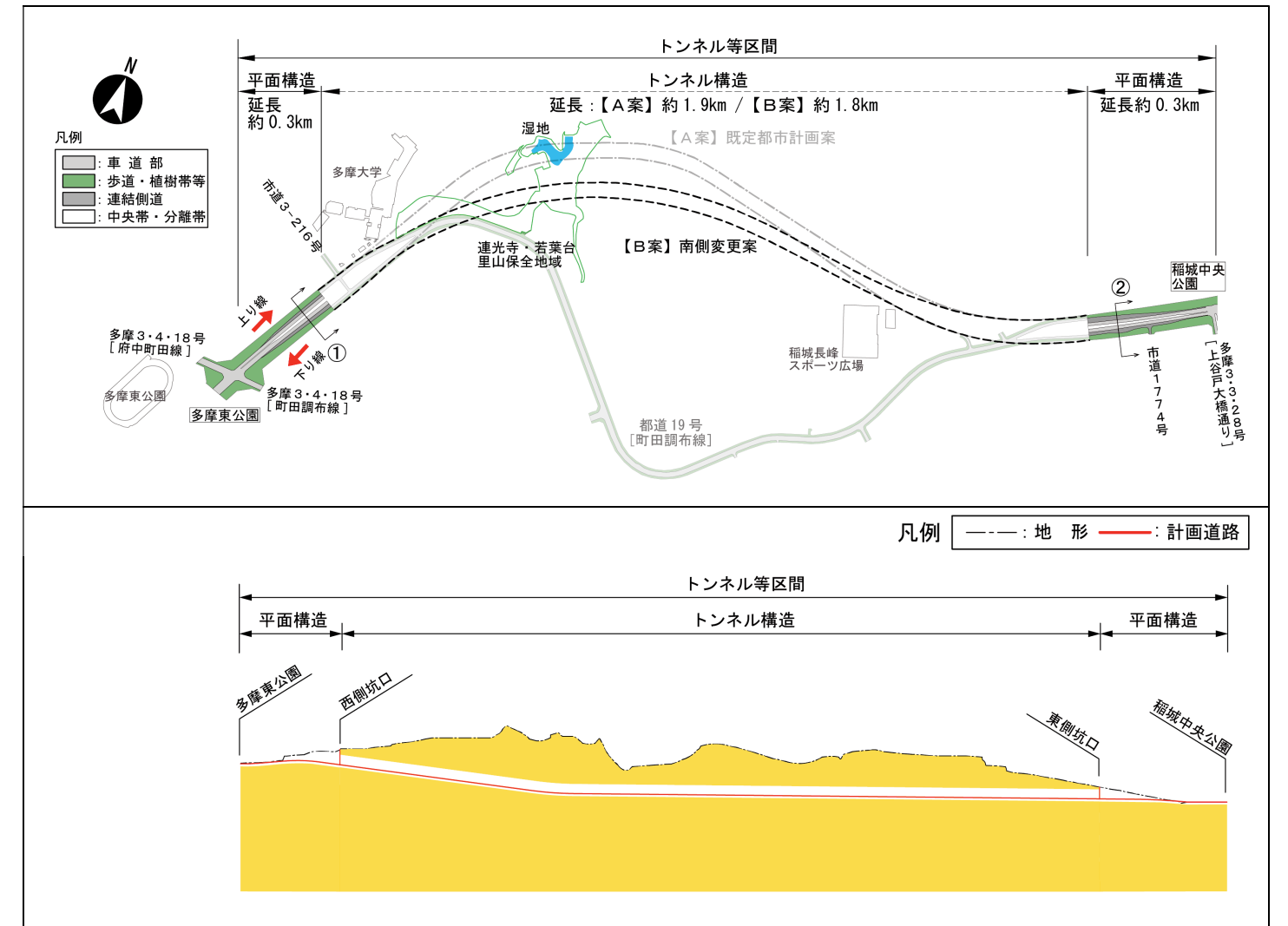


図6.2-2(2) 【B案】南側変更案の道路平面図及び縦断面図